

審査促進に関する各国制度についての調査・研究

特許第1委員会
第1小委員会*

抄録 審査促進（早期権利化）のために我々ユーザーの取り得る手段としては、PPH（Patent Prosecution Highway）制度以外にも各国毎に早期審査や優先審査等の制度が存在し、それぞれの制度を使い分けることは実務上難しい課題である。そこで、出願する機会が多いと思われる国を選択し、それぞれの国における早期権利化のための制度について客体要件、手続要件、効果、費用等の観点から検討することにより、ユーザーにとって効率的な権利化方法について、調査・研究した。出願する案件に応じて、出願国ごとに早期権利化方針を決定する際に役立てていただきたい。

目次

1. はじめに
2. PPH制度
 2. 1 二国間PPH
 2. 2 PCT-PPH
 2. 3 PPH-MOTTAINAI
3. 各国における審査促進制度
 3. 1 日本
 3. 2 米国
 3. 3 欧州
 3. 4 中国
 3. 5 韓国
 3. 6 北米（米国以外）・南米
 3. 7 その他のアジア・オセアニア
4. おわりに

1. はじめに

日本企業が日本及び諸外国で企業活動を進める場合には、それらの国で事業の基盤となる特許権を効率的に取得することが必要である。昨年度、我々はJIPAの会員企業を対象にしたアンケート、及びPPH案件を対象とした包装調査を実施して、PPHの利用に関する現状と課題を明らかにした¹⁾。一方、審査促進（早期権利化）

のために我々ユーザーの取り得る手段としては、PPH以外にも各国毎に早期審査制度や優先審査等の制度が存在し、それぞれの制度を使い分けることは実務上難しい課題である。

そこで、出願する機会が多いと思われる国又は地域を選択し、それぞれの国の早期権利化のための制度について調査・研究することにした。各制度については、客体要件、手続要件、効果、費用等の観点から検討することにより、ユーザーにとって効率的な権利化方法を提言する。

なお、本稿は2012年度特許第1委員会第1小委員会メンバーである、井上 進一（小委員長、大鵬薬品工業）、村岡 耕平（小委員長補佐、日立製作所）、有留 英樹（日立国際電気）、安生 剛（パナソニック）、貝瀬 知香子（JX日鉱日石リサーチ）、高森 正秀（ルネサス エレクトロニクス）、田中 裕紀（富士通）、大門 豊（シャープ）、土屋 美和（三菱重工業）、豊島 正義（本田技研工業）、堀川 環（大日本住友製薬）、山本 充（富

* 2012年度 The First Subcommittee, The First Patent Committee

士ファイルム)、横山 修一(日本ゼオン)が担当した。

2. PPH制度

多くの国で採用されている審査促進のための手段の一つとして、PPH(Patent Prosecution Highway)制度が存在する。出願人が最先に特許出願した庁(第1庁)で特許可能と判断された発明を有する特許出願について、出願人の申請に基づき、第2庁において、簡易な手続で早期審査する制度をPPH制度(以下「二国間PPH」)という。また、PCT出願の国際段階成果物、すなわち特定の国際調査機関が作成した見解書(WO/ISR)や、特定の国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)又は国際予備審査報告(IPER)を利用したPPH制度をPCT-PPHという。さらに、どの庁に先に特許出願をしたかに関わらず、参加庁による特許可能との審査結果があれば、PPH申請が可能となる制度をPPH-MOTTAINAIという。

2.1 二国間PPH

PPHの基本的な要件は、①第2庁出願が、第1庁出願に基づいてパリ条約上の優先権を主張しているなど、第1庁出願と特定の関係にあること、②第1庁出願が、特許可能と判断された1又は複数の請求項を有すること、③第2庁出願の全ての請求項が、第1庁出願の特許可能と判断された請求項のいずれかと十分に対応していること、④第2庁において、審査が開始されていないこと(一部、審査開始後も申請可能な庁も有る)、である。なお二国間PPHを採用している国であっても、第1庁としてJPOを選択出来ないケースがあるので留意されたい。

2.2 PCT-PPH

PCT-PPHを申請するための主な要件は、①前述の国際段階成果物のうち最新のものが特許

性有りとなされた請求項が存在すること、②PCT-PPH申請の対象となる請求項すべてが上記①で特許性有りとなされた請求項と十分に対応していること、③移行国で審査着手前であること(一部審査開始後も可能な庁もある)、である。

PCT-PPHの申請に必要な手続きは、各国の特許庁ごとに多少の相違はあるが、多くの場合には、①所定の様式によるPCT-PPHの申請、②国際段階成果物や国際出願の請求項、引用文献等の提出、③請求項同士の対応関係の説明、が必要である。上記②の書類の提出では、翻訳文が要求されることがある。また、日本国特許庁(JPO)、米国特許庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、中国特許庁(SIPO)のようにPCT-PPHの申請費用を無料としている特許庁が多い。

ただし、PCT-PPHを利用するにあたっては、各国の特許庁へPCT-PPHの申請をするだけではPCT特有の規定により必ずしも出願人が望むような早期審査が行われない場合があるため注意が必要である。

PCTでは指定/選択官庁における国内段階への移行の前に、出願人が指定/選択官庁に国際出願の写し及び所定の翻訳文を提出すること、さらに必要な場合は国内手数料を支払うことを規定している(PCT第22条(1)、第39条(1)(a))。しかしながら出願人がこれら国内段階への移行に必要な手続きを行って、さらにPCT-PPHの申請をしたとしても、指定/選択官庁は直ちに審査を開始しない。指定/選択官庁は、国内段階への移行に必要な手続きのために定められた期間の満了前には審査を開始することが原則としてできないためである(PCT第23条(1)、第40条(1))。なお、この期間とは一部のPCT締約国を除きその出願の優先日から30か月である。

この期間の満了を待たずに審査の開始を望む場合は、出願人は指定/選択官庁に明示の請求を行う必要がある(PCT第23条(2)、第40条(2))。

つまり、出願人がどれだけ早く国内段階への移行手続きを行っても、この明示の請求が伴わなければ指定／選択官庁は審査に着手できないので注意が必要である。JPOで国内段階へ移行する場合は、出願審査の請求が明示の請求に相当する²⁾。USPTOでは、国内段階へ移行するときに提出することが推奨されている様式PTO-1390³⁾のレターに明示の請求(express request)のチェックボックスが用意されているのでこれにチェックをすれば良い。しかし、EPOの場合、JPOのように出願審査の請求やPACEプログラムの申請が明示の請求の代わりになることは無い。またEPOでは、USPTOの場合と異なり、欧州広域段階に移行する際に提出することが推奨されているForm1200⁴⁾というレターに明示の請求に関する記載が無い。現地代理人によると、EPOでPCT第22条(1)の規定に従わずに欧州広域段階へ移行する場合には、例えばForm1200のレターに明示の請求を行う旨の文章を追加で記載したり、別途自由な様式のレターを作成して明示の請求を行うなど、出願人による特別な対応が必要となる。このため、EPOでPCT-PPHを利用する場合には、現地代理人への指示項目に明示の請求も入れておいたほうが良い。

逆に、PCT-PPHの申請および明示の請求だけが行われ、国内段階への移行に必要な手続きが行われていない場合も、指定／選択官庁は審査を開始しないので注意が必要である。なお、国内段階への移行に必要な手続きのうち、国際出願の写しの提出については、国際事務局から指定／選択官庁への送達により行われる(PCT第20条(1)(a), PCT第47規則)。送達が遅い場合、出願人は国際事務局に送達を請求することができ、または国際事務局に頼らず指定／選択官庁に国際出願の写しを出願人自らが提出することもできる(PCT第13条(2), PCT第31規則)。

2. 3 PPH-MOTTAINAI

どの庁に先に特許出願をしたかに関わらず、先に審査が行われた庁の特許可能との審査結果があれば、PPHの利用が可能となる制度である。例えば、日本出願を優先権の基礎としてパリルート出願する場合、上記の二国間PPHでは、第1庁である日本の特許可能と判断された審査結果に基づくPPH申請のみが可能である。しかし、このプログラムに参加している国であれば、第2庁、例えば米国の審査結果に基づき、第1庁である日本や、別の国へのPPH申請が可能となる。

3. 各国における審査促進制度

3. 1 日本

日本においては、前述のPPH制度(二国間PPH, PCT-PPH, PPH-MOTTAINAI)の他、早期審査、スーパー早期審査、優先審査制度を利用することができる。また、優先権基礎出願の早期審査着手JP-FIRST(JP-Fast Information Release Strategy)も申請手続なしに利用することができる。

(1) 早期審査

出願審査請求がなされており、かつ以下のいずれか1つの要件①中小企業・個人・大学・公的研究機関等の出願、②外国関連出願、③実施関連出願、④グリーン関連出願、⑤震災復興支援関連出願を満たしている出願が対象となる。優先権主張の基礎となっている国内優先出願等、みなし取下げとなる見込みの出願は対象とはならない。申請には、「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要であるが手続は無料である。

審査待ち期間は申請から約1.8か月(2011年実績)であり、客体・手続要件も簡易なため、特許権の早期取得には利用し易い制度と言える。

(2) スーパー早期審査

出願審査請求がなされており、かつ以下2つの要件①実施関連出願かつ外国関連出願、②スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願、のいずれも満たしている出願が対象となる。申請には早期審査同様、「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要であるが手続は無料である。

また、上記①及び②の要件を満たさずスーパー早期審査の対象とならない出願であっても、早期審査の要件を満たす場合には通常の早期審査の対象として審査される。

審査待ち期間は申請から1か月以内（実績は平均25日）と短期間であるが、拒絶理由通知に対する応答が通知書発送の日から30日以内（在外者の場合は2か月以内）になされなかった場合は、通常の早期審査として取り扱われる点に注意が必要である。

(3) 優先審査

優先審査の趣旨は、特許出願人及び第三者の利益を調整することにある。例えば出願公開後、第三者が特許出願に関する発明を実施している場合、特許申請期間中における発明の無断使用の期間をできるだけ短くするため、特許庁長官が必要と認めた場合に限り、優先的に審査を行うものである。

要件としては、①出願審査請求がなされ、②出願公開後であり、かつ③第三者が特許出願に係る発明を業として実施しており、④緊急に審査をする必要があると認められることを要する。申請には「事情説明書」の提出が必要であるが手続は無料である。

優先審査をするかしないかは特許庁長官の自由裁量であるため、必ずしも優先審査が受けられるとは限らない点に注意が必要である。一般的には優先審査よりも手続の簡単な早期審査制度を利用するケースが多いと考えられる。

(4) JP-FIRST

JP-FIRSTは、特許審査の国際ワークシェアリングの推進と、海外での適切な特許権取得支援のために、日本から海外への出願を対象に早期に審査着手し、いち早くJPOの審査結果を世界に発信することを目的とする。

従って要件としてはパリ優先権主張の基礎となる出願のうち、出願日から2年以内に審査請求されたものが対象となる。申請等の手続は不要であるため費用も無料である。

審査着手時期の日安は、審査請求と出願公開のいずれか遅い方の日から原則6か月以内である。

以上、日本における審査促進制度を概観してきたが、早期権利化には早期審査が有効であり、更に早期権利化を狙うにはスーパー早期審査が有効であると思われる。また早期審査、スーパー早期審査ともに公開前に審査が完了した場合、権利化が難しければ出願の取下げにより非公開にできることも出願人にとってはメリットとなる可能性がある。JP-FIRSTについては、出願人の意思や意図を表明することなく、また何等の手続きなしに審査着手が早められる点で使い勝手が良いと考えられる。

3.2 米 国

米国では、審査請求制度を採用していない。したがって、原則としてすべての特許出願は出願が受理されると、それぞれの審査部門において順番通りに審査される（MPEP § 708）。

しかしながら、米国においても他の出願に優先して審査を受ける手段はあり、概ね3つの選択肢がある。その1つが前述のPPH制度（二国間PPH⁵⁾、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI）である。その他、審査促進プログラムに基づく早期審査（Accelerated Examination Program）と、優先審査制度（Prioritized Examination）とがある。以下では、PPH制度以外の審査促進

プログラムに基づく早期審査と、優先審査制度について説明する。

(1) 審査促進プログラムに基づく早期審査

審査促進プログラムに基づく早期審査は、(a) 出願人の健康又は年齢を理由とするものと、(b) 改訂された早期審査制度 (Revised Accelerated Examination Program) とに分類でき、いずれも出願日を基準として原則12か月以内に最終処分が通知される。

(a) 出願人の健康又は年齢を理由とするもの
出願が通常の経過を辿った場合には、審査遂行に支障をきたす可能性があるという出願人の健康状態を示す医者 の 証明書、診断書を添付する等して、出願人による上申を行うことで適用を受けられる (MPEP § 708.02 III, IV)。したがって、手続としては簡便であるものの対象が限定的なため、一般企業が出願人である場合には利用する機会は殆どないもの と 考える。

(b) 改訂された早期審査制度

上記 (a) とは対照的に非常に厳格な要件が課されている。適用を受けるためには、①出願すると同時に早期審査プログラムによる請願書 (petition to make special) を提出し、②所定の手数料US\$130 (37CFR 1.17 (h)) を支払う必要がある。ただし、クレームされた主題が環境品質、エネルギー源の開発や保存、又はテロ対抗に関する場合は、手数料に代えて所定の陳述書を提出することができる (37 CFR 1.102 (c))。その他、③再発行特許 (意匠) 出願でないこと、④電子出願システム (EFS) 又はEFS-Webを利用した手続きであること、⑤出願時に形式的要件を満たすこと、⑥独立クレーム数が3以下、全クレーム数が20以下であり、複数従属クレームを含まないこと、⑦発明の単一性の要件を満たすこと、⑧インタビューをいとわな い こと (請願書にインタビューに応じる旨を記載)、⑨出願と同時に、審査前調査がなされた

旨の陳述書を提出すること、⑩出願と同時に、早期審査補助文書 (審査前調査により把握された各クレームの主題に最も近い先行技術文献を挙げ、列挙した先行技術文献に対する特許性についての詳細な説明等を記載) を提出すること、が必要になる⁶⁾。

これらの要件を満たした上で、出願人は審査官の申し出から2週間以内に実施されるインタビューに対応し、1か月 (延長不可) という短い庁指令応答期間に応じなければならないため、迅速な手続対応が必要となる。なお、庁指令応答期限を守らなかった場合には出願は放棄されたものとみなされる点には留意する必要がある。

また、改訂された早期審査制度では、出願人に先行技術文献との差異の説明が求められることより、後の権利行使の際に禁反言 (Estoppel) の問題が生じ得る。一方、サーチを尽くしているかどうかについても、後に妥当な調査をしなかった等の理由で特許訴訟において不公正行為 (Inequitable Conduct) との攻撃を受ける可能性があり、使い勝手に関して課題が残る。

(2) 優先審査制度

優先審査制度は、“Leahy-Smith America Invents Act” の発効に伴い、2011年9月26日以降に出願された特許出願を対象として導入された。

この優先審査はUSPTOがプレスリリース⁷⁾において発表したThree-TRACK programの“Track One”に位置づけられる (“Track Two”は通常審査、“Track Three”は通常より実体審査の開始を30か月遅らせることができる⁸⁾)。

優先審査制度では優先審査の資格が得られた日から、原則12か月以内に最終処分が通知される。

なお、優先審査制度が適用される対象件数は、現状では一年度あたり1万件とされているが、将来的には改訂される可能性もある。

優先審査の適用の要件について見ると、①特許出願（実用特許（Utility patent）及び植物特許（Plant patent））若しくはRCEと同時に申請を行うこと、②PCT経由の特許出願でないこと（但し、継続出願やRCEを行えば、それと同時に優先審査を請求することは可能）、③申請手数料US\$4,000を支払うこと、④クレーム総数が30以下、かつ独立クレーム数が4以下であることが必要となる。

したがって、優先審査ではPPH制度や早期審査制度と異なり、要件判断が容易であるので優先審査を請求してから請求が認められるまでの待ち時間が少ない。なお、米国にPPH申請した出願には、審査官からPPH受理通知が発行されるまでの期間にバラつきがあることが昨年の同委員会における調査において確認されている¹⁾。

さらに、優先審査では出願人が先行技術に係る調査を提出する必要はなく、他の特許庁が許可したクレームに一致させる必要もないため、自由度が大きい。また、優先審査の適用対象はRCEにも拡大されている点が特徴的と言えるが、継続出願やRCEを請求した場合には、改めて費用の支払が必要になる点には留意すべきである。

デメリットとしては、庁費用が高額な点であり、たとえ優先審査の対象から除外されたとしてもその費用が返還されることはない。しかしながら、審査促進プログラムに基づく早期審査のような先行技術文献についての調査費用および早期審査補助文書を作成するための代理人費用を要さないため、優先審査の総コストとしては一概に高いとは言えない。

なお、特許庁からの庁指令に対し、応答期間（3か月）を延長した場合、または優先審査の対象となった後の補正により独立クレーム数が5以上、全クレーム数が31以上となった場合は、優先審査の対象から除外され、通常審査の扱いとなる点には留意する必要がある。

3.3 欧州

欧州においては、上記のPPH制度（PCT-PPH、二国間PPH、PPH-MOTTAINAI）の他、PACE（Program for accelerated prosecution of European patent applications）を利用することができる。

(1) PACE

PACEは、PACE申請、審査請求手続、審査請求料の納付を行えば申請可能であり、申請の時期的な制限がなく、1回以上の審査通知を受けた場合でも申請できる。さらに早期審査の理由や、先行技術調査結果等の添付も不要であり、PACE申請のための手数料も不要であるため、極めて利用し易い制度といえる。

PACEの種類としては、①早期調査（サーチ）と早期審査の両方、②早期調査（サーチ）のみ、③早期審査のみ、の三通りから選択することが可能である。早期審査の請求がされた場合、審査部が出願書類の受領、又は早期審査請求の受理のいずれか遅い日から3か月以内に最初の審査報告書が発行される。

但し、PACE申請した場合であっても、プログラムの利用を認めるか否かはEPOの自由裁量により決定され、EPO審査部の作業負荷などが考慮される。そのため、PACE申請すれば、必ず審査が促進されるとは限らないことに注意を要する。

また、PCTルートによるEP出願においては、欧州広域段階への移行後に補正の機会を出願人に与えるためのEPC Rule161通知が発行されるが、この通知書が一旦発行されると、その応答期間内（通知後6か月）は審査サーチに着手されない。この審査サーチの遅延を避けたい場合には、EPC Rule161(1)、(2)の放棄意思を欧州広域段階への手続書面（Form1200）上に明記しなければならない⁹⁾。さらに、PCTルートに

よるEP出願においてPACE申請する場合には、上記のとおり明示の請求（Early Processing）も合わせて考慮すべきである。なおPACEプログラムによる早期審査の請求がされた場合には、出願人はEPOのいかなる通知に対しても、指定期間内に応答しなければならず、出願人がこの指定期間の延長を請求した場合には、この手続は中止される。

現地代理人によると、現時点で、EPOの全出願のうち1割程度でしか利用されていないが、今後PACE申請数が増加すれば、有料となる可能性も有り得ると考える。

なお、欧州においてPPH制度を利用する場合も、PACEプログラムに則り早期審査手続がなされる。

3. 4 中 国

中国においては、PPH制度(PCT-PPH, 二国間PPH)の他、優先審査、早期公開、実用新案を利用することができる。なお、PPH制度は、2011年11月1日より試行プログラムが開始されたが、試行プログラム期間が1年間（2012年11月1日～2013年10月31日まで）延長されている。

(1) 優先審査

優先審査は、2012年8月1日より施行され、外国人が審査を受けることができる特許出願としては、①省エネ環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装置の製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車等の技術分野における重要な特許出願、②低炭素技術、資源節約等のグリーン開発に寄与する重要な特許出願、③第1国出願を中国とし、さらにその他の国又は地域においても出願した当該中国出願などであり、対象となる出願に制約があるため、利用しづらい制度である。

優先審査を請求した場合、特許庁は優先審査の認可日から30日（勤務日）以内に最初の拒絶

理由通知書を発行し、出願人は2か月以内（延長不可）に応答する必要がある。また、優先審査の認可日から1年以内に審査が終了する。

(2) 早期公開

中国では、出願が公開されない限り実体審査が開始されないため、早期公開により実体審査を早めることができる。早期公開は、手続の制約がなく、公開までに早期公開申請と審査請求手続をしていれば良く、費用も無料である。但し、外国出願を優先権主張の基礎とする中国出願においては、早期公開を利用しても審査を数か月しか前倒しできないため、メリットが少ない。

(3) 実用新案

より早く権利取得するためには、PPH制度も有効な手段の一つと言えるが、各国の手続要件と比較しても厳しく、更に、出願公開も要件となるため、実用新案制度を利用するのが有効な手段と言える。

実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについてなされた新たな技術と定義されており、出願は、方式的要件、出願の単一性及び考案が不登録事由に該当するか否かの審査が行われ、実体審査は行われないため、権利の早期取得には利用し易い制度である。なお、実用新案権の存続期間は、出願日から10年となっている。

また、同一技術について、同一出願人による特許と実用新案の並行出願を行うことが可能で、特許と実用新案を同日に出願することで、まず実用新案で早期に権利を取得し、特許が登録査定となった時点で、実用新案権の放棄を条件として特許権を取得（専利法第9条）することで、長期の保護を図ることも可能である。なお、特許で保護を求める発明が審査等により出願時と異なる発明となった場合は、実用新案権

を放棄せずに、特許権も取得することができる。

なお、実用新案の自発補正の機会は、出願日から2か月以内に制限されるため、出願段階から出願内容を精査すべきことに留意する必要がある。

3.5 韓 国

韓国においては、上記のPPH制度(PCT-PPH、二国間PPH；PCT-PPHは2012年7月1日から試行プログラム開始)の他、以下の優先審査制度を利用することができる。韓国においては、PPH制度も優先審査制度の一つであり、ここでは、PPH制度以外の優先審査制度について説明する。

韓国においては、PPHも含め、優先審査を申請するためには、出願審査請求が必要であるが、出願審査請求と同時に優先審査の申請を行ってもよい。優先審査の申請には、出願審査請求手数料とは別に優先審査手数料(20万ウォン；約17,000円(2013年6月7日時点の為替レートにて計算。本稿の他の外国通貨についても同様。))が必要となる。PPHの申請は、審査が開始されていても可能である。優先審査の申請の取下げは、優先審査決定通知があった場合は認められない。PPHや後述の(3)の優先審査の場合は、優先審査決定通知はないが、現地代理人によると、実務的には申請日から約1か月間は優先審査申請の取下げが可能とのことである。優先審査申請の取下げが認められた場合には、優先審査手数料の一部(16万ウォン；約14,000円)が返還される。

(1) 特許法第61条第1号の優先審査

日本の優先審査制度に相当する制度である。所定要件を満たせば、優先審査される点が、日本の優先審査制度とは異なる。

対象となる出願は、①出願公開後、②第三者が業として実施している出願である。

上記要件を満たし、申請書、証明書類、及び優先審査手数料を納付すれば申請することができる。

現地代理人によると、申請日から3か月程度で庁指令を受領することができるとのことである。

(2) 特許法第61条第2号(特許法施行令第9条第1号～第9号)の優先審査

対象となる出願は、①申請者が直接先行技術調査をし、その結果を特許庁長官へ提出し、②緊急処理が必要であって、かつ一定の事由に該当する出願である。

対象となる出願のうち、日本の出願人が利用可能な事由に該当するのは、①グリーン技術と直接関連した特許出願、②出願人が実施中である又は実施準備中である出願、③条約による優先権主張の基礎となる出願(第1国出願が韓国出願)、④電子取引促進関連出願のいずれかであろう。

申請に際しては、申請書、証明書類、優先審査手数料の納付に加えて、先行技術調査結果報告書の写し、先行技術文献の写し、及び出願された発明と先行技術文献に記載された発明との具体的な対比説明書が必要となる。

現地代理人によると、申請日から3か月程度で庁指令を受領することができるとのことである。しかし、申請に際しては、先行技術調査結果報告書や対比説明書等が必要となる点に留意する必要がある。

(3) 特許法第61条第2号(特許法施行令第9条第10号)の優先審査

対象となる出願は、①韓国の特許庁長官が日本の特許庁長官と合意した特許出願であって、②外国特許庁または政府間機構から入手した先行技術報告書がある特許出願である。

申請に際しては、申請書、優先審査手数料の

納付に加えて、外国特許庁又は政府間機関から入手した先行技術調査結果報告書の写し、先行技術文献の写し、及び特許出願された発明と先行技術文献に記載された発明との具体的な対比説明書が必要となる。

現地代理人によると、第1庁の審査結果を待たずに申請でき、申請日から3か月程度で庁指令を受領することができるとのことである。しかし、申請に際しては、先行技術調査結果報告書や対比説明書が必要となる点に留意する必要がある。

(4) 特許法第61条第2号（特許法施行令第9条第11号）の優先審査

対象となる出願は、①韓国特許庁が指定する専門調査機関（3機関）のいずれかに先行技術調査を依頼した場合であって、②その調査結果を特許庁長官へ通知するよう専門調査機関に要請した出願である。

申請に際しては、申請書、優先審査手数料の他に専門調査機関への調査料（66万ウォン；約57,000円）が必要となる。さらに、申請する前に、専門調査機関へ調査を依頼しておく必要がある。

なお、先行技術文献の調査結果は、韓国特許庁だけでなく、出願人にも通知される。

現地代理人によると、申請日から5か月程度で庁指令を受領することができるとのことである。

他の優先審査に比べて、専門調査機関への調査料が必要であり、庁指令の受領時期が他の優先審査に比べて遅くなるが、申請対象に制限がなく、専門調査機関が調査した先行技術文献との対比説明書の提出が不要であるため、上記(1)～(3)の優先審査と比べると、日本の出願人にとっては利用しやすい制度であるといえる。

(5) 超高速審査

日本のスーパー早期審査制度に類似した制度

である。

対象となる出願は、①グリーン技術と直接関連した特許出願であって、②韓国特許庁が指定する専門調査機関（3機関）に先行技術調査を依頼した出願であり、③電子出願を利用して申請した出願である。

申請に際しては、申請書、証明書類、優先審査手数料の他に、専門調査機関への調査手数料（66万ウォン；約57,000円）が必要となる。

現地代理人によると、優先審査申請日から1か月以内に庁指令を受領することができるとのことである。

上記(4)と同様、専門調査機関が調査した先行技術文献との対比説明書の提出は不要であるが、申請書を電子文書で提出する必要がある。さらに、グリーン技術と直接関連した特許出願の中でも特定の技術分野に関する特許出願の場合は、韓国の国家機関から金融支援または認証を受ける必要がある。そのため、日本の出願人にとっては利用しにくい制度であるといえる。

3. 6 北米（米国以外）・南米

(1) カナダ

i) Special Order

カナダは、上記PPH制度(二国間PPH, PPH-MOTTAINAI；2013年9月30日までの試行プログラム)の他、Special Order(Advanced Examination)を利用することができる(Patent Rule 28. (1)(2), Manual of Patent Office Patent Office Practice (MOPOP) 13.03)。

Special Orderは、優先審査請求書の提出及び優先審査手数料（500 C\$；約47,000円）の納付により利用できる。この制度を利用するためには、優先審査を受けるべきカナダ出願が公開されていると共に、出願審査請求がされていることが必要である（審査請求料は必要）。また、いわゆるグリーン技術に関する特許出願についてもSpecial Orderを利用できる。この場合、

グリーン技術であることの宣誓書の提出を必要とするが、優先審査手数料は不要である。なお、Special Orderは分割出願にも適用でき(MOPOP 13.03 第1パラグラフ)、更にカナダ特許庁(CIPO)の指令を受け取った後でもSpecial Orderを請求できる。これらの点は、PPH制度と異なる利点である。

Special Orderの利用の際には、2011年4月30日以後に、応答期間を延長した出願、又は放棄したとみなされた出願であって回復請求により復活した出願に対しては、通常の審査と同じ扱いとなる点に留意すべきである(Patent Rule 28. (2))。また、庁指令に対する応答期間に関して、通常6か月の応答期間があるところ、現地代理人によるとSpecial Orderを利用する際は、3か月以内に応答する必要がある点にも留意すべきである。

一方、Special Orderの請求人は、請求を取下げることでも可能で、請求を取下げると該当する出願は通常の審査扱いとなる(MOPOP 13.03 第6パラグラフ)。このことから、審査のタイミングを出願人側でコントロールすることも可能と考えられる。但し、請求を取下げたとしても優先審査手数料は返還されない(MOPOP 13.03第6パラグラフ)。

以上から、日本企業がカナダで早期に権利化を図りたい場合には、早期に登録させた日本特許に基づく二国間PPH制度、登録された米国特許に基づくPPH-MOTTAINAI、又はSpecial Orderが有用であろうと考えられ、特に権利化の時期を出願人側でコントロールできるメリットを考慮するとSpecial Orderが利用しやすいであろう。

最後に、カナダのPCT-PPH制度は、CIPOが国際調査機関又は国際予備審査機関として作成した国際段階成果物であることを利用条件の一つとする。

従って、PCT出願を経由してカナダに国内移

行する日本企業も多いことから、カナダのPCT-PPH制度に関するローカルルールが改善され、日本企業にとってカナダでの早期権利化の選択肢が増えることが望まれる。

(2) メキシコ

メキシコでは、PPH制度(二国間PPH, PCT-PPH)を導入している。

また、出願後18か月経過後に出願公開されるが、18か月の経過前に早期公開を請求(手数料:1,147ペソ;約8,600円)することで、実質的に審査を早めることができる。また、外国特許庁による実体審査の結果を利用することも早期の審査に有用である。

(3) ブラジル

ブラジルでは、出願人が60歳以上の個人、特許出願の模倣(第三者が実施しており警告をした場合、第三者から公開段階の技術を侵害しているとして警告を受けた場合)、金融機関の融資条件、の何れかの条件を満たすことにより優先審査の要求が認められる。

また、環境技術に関する「グリーンパテント」と呼ばれる優先的に審査する試行プログラムがある。代替エネルギー、輸送、省エネ等いくつかの技術分野に関連する特許出願について、所定の申請書の提出と、審査請求(590リアル)及び早期公開請求(200リアル)(=計790リアル;約36,000円)を行うことにより優先的に審査を受けることができ、2年以内の最終査定を見込むことができる。但し、本稿執筆時には、本プログラムは500件の出願数限定で、ブラジル国内出願であること(在外者でも可能、パリ出願は対象であるがPCT出願は対象外)、2011年1月2日以降の出願日であること、2013年4月17日までに参加申請すること等、幾つかの要件があることに留意されたい。

一般に、ブラジルでの通常の審査期間は6～

8年前後かかるといわれ、審査官増員等の審査遅延の対策がとられてはいるが、なかなか解消していない。ブラジルはポルトガル語での唯一のPCT国際調査機関、国際予備審査機関であり、前述のメキシコを加えた中南米諸国の中核とも言われており、現状の審査遅延を解消する制度的な施策（例えばPPHの導入等）が望まれる。

なお、ブラジルは審査請求制度を採用しているが、現地代理人によると、審査請求の時期に関わらず出願順で審査に着手されるとのことである。これを踏まえると、補正の制限が発生する審査請求は、審査請求期限（出願日から36か月）直前まで先延ばしする方が、出願人にとっては優位になるといえよう。

3. 7 その他のアジア・オセアニア

アジア・オセアニア地域では、早期審査制度が存在しない場合においても、他国の審査結果を利用する修正実体審査制度を導入している国が多い。従って、早期の権利化が期待できることから、早期審査制度と合わせて、修正実体審査制度の運用実態についても着目しながら、以下の主要な国について、早期権利化に関する制度の状況をまとめた。

(1) タイ

タイは、制度として明文化されていないが、外国審査結果の提出に伴う早期審査、第三者実施に伴う優先審査を行っている。

i) 早期審査

実質的には修正実体審査と同様な審査として、外国審査結果の提出に伴う審査が通常に行われており、他の出願に優先して審査される。外国審査結果としては実体審査国での信用ある最終審査結果であれば良い。審査結果に応じて請求項を補正する場合は、審査請求時に合わせて行うことが適当である。欧州、米国、日本の最終審査結果であれば、ほぼ問題なく採用され

るため、これらの審査結果を提出することが権利の安定化、手続簡素化の観点から望ましい。

なお、対応外国出願がある場合には外国審査結果を提出しなければならないが、欧州、米国、日本以外の特許庁で引例が挙げられることなく許可となった場合など、審査結果が不十分とされるケースがある。他に適当な外国審査結果が存在しなければ、オーストラリア特許庁または国内指定機関に審査委託されることになり、審査委託費用（オーストラリア特許庁の場合は80,000THB（約250,000円））が必要となる。

ii) 優先審査

公開後に第三者が出願人の同意なく出願した発明を実施していた場合には、審査促進の申請を行うことによって他の出願に優先して審査される。

(2) マレーシア

マレーシアは、早期審査制度と修正実体審査制度を有している。なお、審査請求期限は出願日から18か月（PCTルートでは国際出願日より4年）だが、期限内に審査請求延長願を提出することにより、最長5年まで審査請求を遅らせることができる。

i) 早期審査制度

実体審査請求した出願人が出願日または優先日から18か月後（出願公開後）に早期審査を請求する根拠を示すデklarレーションの提出および料金（250MYR（約7,800円））の納付にて請求することができる。請求が認められた場合、別途早期審査請求書を提出するとともに審査請求料金（2,200MYR（約69,000円））を納付する必要がある。所定の申請・料金納付後、出願の審査が4週間以内に行われ、申請から最短で2か月で特許付与される。

しかし、否定的な拒絶理由を受領した場合、意見書と補正書を提出する機会を1度のみ与えられ、3週間以内に応答する必要がある。所定

期間内に意見書と補正書を提出できない場合、早期審査の申請は取下げられたものとみなされ、通常審査として取り扱われるため、外国企業には利用しにくい制度である。

ii) 修正実体審査制度

マレーシア出願日より18か月または国際出願日より4年以内（5年まで延長可）に所定特許庁（オーストラリア、日本、韓国、英国、米国、欧州）において対応出願が特許付与された場合、所定特許庁の審査結果を提出することにより簡易な追加審査のみで特許の付与を受けることができる。修正実体審査の請求を延長しても所定特許庁の審査結果が入手できない場合、延長期間（5年）満了後3か月以内に実体審査の請求書を提出することにより通常審査の請求をすることができる。

なお、修正実体審査請求料金は640MYR（約20,000円）であり、通常の実体審査請求料金（1,100MYR（約34,000円））より料金が割引され、修正実体審査請求制度はコストメリットも期待できる。

(3) シンガポール

シンガポールは、二国間PPH制度、修正実体審査制度を有している。

i) 二国間PPH制度

二国間PPHは、日本および米国との間で2009年7月より試行されている。

ii) 修正実体審査制度

所定特許庁（オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、韓国、英国、米国、欧州、日本）における対応出願（パリルート）の審査結果、対応PCT出願の審査結果（上記の所定特許庁に限らずPCT締結国の官庁であればよい）、または国際予備審査報告に基づき審査請求を行うことができる。この場合は手数料の支払いは不要である。

また、上述の所定特許庁における対応出願の

調査報告書、または対応PCT出願の国際調査報告書に基づき審査請求を行うこともできる。この場合は審査請求費用として1,050 S\$（約81,000円）の支払いが必要となる。

なお、出願は通常ファストトラックとして取り扱われるが、出願日または優先日から39か月以内に所定の様式で申請し、1,800 S\$（約140,000円）を支払うことによってスロートラックとすることができる。上述の修正実体審査制度を利用する場合は対応出願の審査結果または国際予備審査報告の提出期限を42か月から60か月、対応出願の調査報告書または国際調査報告書を提出する場合は21か月から39か月に延長することができる。

スロートラックとするには費用が発生するが、権利の安定化を図るために、意図する他国の審査結果を待って修正実体審査制度を利用したい場合には有用である。

(4) フィリピン

フィリピンは、二国間PPH制度、PCT-PPH制度を有している。また、法制度として修正実体審査制度は取り入れていない。

i) PPH制度

フィリピンでは、二国間PPH、および、PCT-PPHについて、米国（2013. 12. 31まで延長中）、日本（2015. 3. 11まで）の2か国で試行されている。

ii) 修正実体審査

法制度としての修正実体審査制度は取り入れていない。しかし、他国の審査結果の提出を要求された際には、期限内にこれに応じなければ取下げと見なされる。

また、現状は、同一の発明が他国で許可されている場合に、自ら許可された他国の関連書類（英語またはフィリピン語）を提出するとともに、許可クレームに合わせた補正を行うことで、フィリピンでの早期の権利化を図ることが実質

的に可能な状況となっている。

(5) ベトナム

ベトナムでは、修正実体審査制度は導入されていないが、早期審査制度と対応外国出願の審査結果要求制度を有する。

早期審査は正当な理由を示すとともに審査請求と同時または審査請求前に請求する必要がある。早期審査請求が認められた場合は、1独立クレーム毎に32 US\$の手数料を支払う。なお、早期審査が認められなかった場合、庁は理由とともにその旨を出願人に通知する。しかし、ベトナムにおける審査期間が他国と比較して短いため、実際には、早期審査請求が認められるのは難しいようである。

対応外国出願の審査結果を要求された場合は、現地代理人によれば、日本、米国、欧州の審査結果であれば問題なく採用されるところとであり、これらの審査結果を提出すれば良い。

(6) インドネシア

インドネシアでは、2013年6月より二国間PPH制度の施行プログラムが開始されている。早期審査、修正実体審査等の制度はないが、事実上、修正実体審査と同様に対応外国出願の審査結果要求制度を有する。なお、対応外国出願の審査結果を要求された場合は、現地代理人によれば、米国、欧州、オーストラリア、日本、韓国、中国の審査結果であれば問題なく採用されるところとであり、これらの審査結果を提出すれば良い。

また、現地代理人によれば、侵害等を理由に早期公開を請求することで、審査開始を早めることができる場合が有るようである。

(7) インド

インドには、日本における優先審査や早期審査に対応する制度は存在しない。しかし、出願

公開後に実体審査を請求できることから、出願公開の時期を早める（早期公開する）ことにより審査着手の早期化が可能である。通常のPCT出願からの移行の場合、“EXPRESS REQUEST FOR EXAMN”（明示的な審査請求）を行うことで31か月の経過を待たずに審査が開始される。費用は、通常の審査請求が10,000ルピー（約17,000円）のところ、明示的請求を行う場合には14,000ルピー（約24,000円）となる。

なお、最初の拒絶理由通知から12か月以内に拒絶理由通知を解消し特許される状態にしなければ出願放棄とみなされる点や、米国のIDSに似た制度として他国の審査結果を報告する義務があるので留意が必要である。

(8) 台湾

台湾では、二国間PPH制度と、通常の早期審査に相当する加速審査制度、および、複数の関連出願をまとめて審査することで早期権利化が期待できる連合面接プログラムを利用することができる。これらの制度を利用するにあたっては、台湾出願が申請時に公開されていない場合には、早期出願公開を申請しなければならない。なお、修正実体審査制度は有していない。

i) 二国間PPH制度

二国間PPHは、日本および米国との間で2012年5月より2年間の試行中である。台湾はPCT加盟国ではないが、PCT出願に基づいて台湾特許法に基づく有効な優先権を主張している出願についても利用可能である。台湾の制度の中では最も早く審査結果を得ることができる。

ii) 加速審査制度

対応外国出願が特許査定を受けたもの（いずれの国でも可）や、商業上の実施の他に、申請の要件として、日本、米国、欧州特許庁のいずれかで発行された拒絶理由通知書および／またはサーチレポートを受け取っているが、未だ査定が発行されていない場合に、関連する書類を

提出することでも加速審査が請求可能となる。いずれも6～9か月後に審査結果が通知される。

iii) 連合面接プログラム (2012. 10. 1導入)

特許庁から公告された受理範囲 (IPCで表示) の出願について、連合面接プログラムが開始されている。申請条件を満たした関連出願 (同一の技術内容の複数出願) について申請すると1か月以内に面接日時が決定し、面接後、原則として3か月以内に審査結果が発行される。なお、面接1度につき10件以内となっている。他国の審査結果なども提出可能である。

(9) オーストラリア

i) 早期審査制度

書類申請又は電話により簡易に請求可能な早期審査制度 (規則3. 17(2)) が存在し、申請から1か月程度で最初の庁指令、早くて3か月程度で許可通知を得ることができる。

ii) イノベーション特許 (出願180 A\$(約17,000円))

存続期間は出願から8年 (法68条) と短いものの、独立項1つを含む最大5クレームについて方式審査により1か月程度で権利が付与されるイノベーション特許出願 (方法発明も対象) を行うことができる。イノベーション特許を権利行使する際には、請求により実体審査 (500 A\$(約46,000円)) を受け、審査証明を取得しておく必要があるが、標準特許と比較して進歩性の基準が低いいため、中国の実用新案制度のように無効となりにくいといった特徴がある。従って、イノベーション特許の取得により早期に権利行使しつつ、同一の発明とならないように (法64条) 権利範囲を調整した標準特許を並行して取得して、長期 (20年) の保護を図ることもできる。なお、PCT出願の場合は、まず標準特許出願で移行してから、イノベーション特許出願への変更、分割を行う必要がある。

その他、法改正 (2013年4月15日施行) によ

り、標準特許出願について進歩性の基準が引き上げられるとともに、修正実体審査制度が廃止されたことに留意する必要がある。

4. おわりに

本稿では、各国の審査制度において、早期権利化を図るための手段について比較検討を行った。我々ユーザーにとって、特に出願頻度の高いと思われる日本、米国、欧州、中国、及び韓国について、実質的に利用可能な制度を一覧表 (文末) にまとめたので参照されたい。

PPH制度は早期権利化の有効な手段ではあるが、国ごとに要件が異なっている場合があり注意が必要である (例えば、韓国では審査開始後であってもPPH可能、など)。また本稿執筆時点では、PPH利用国拡大や要件修正の頻度が高く、期限付きで試験的な運用を行っている国も少なくないため、PPH制度を利用する際には、最新の情報を確認頂きたい。PPH制度は、第1庁で早期に権利化が可能で、且つ第1庁の権利範囲を妥当と判断する場合は、最も低コストで早く権利化できるため、早期権利化をする場合には、最初の選択肢として検討すべきであろう。

PPH以外の早期権利化の手段としては、国ごとに選択肢の数が大きく異なっており、我々ユーザーの希望する早期権利化ができない場合も少なくない。今回の検討では、例えば、我々ユーザーにとって重要な出願国のひとつである中国には、実質的に利用可能な、PPH以外の早期権利化の手段はなかった。また南米における重要な出願国のひとつであるブラジルについてはPPHも採用されておらず、日本のユーザーが利用可能な早期権利化の手段がないため、何らかの審査促進のための制度の導入を期待したい。

また早期権利化のための庁コストは、多くの制度では無料、若しくは低額な費用で利用できるが、例えば米国の優先審査のように、US\$ 4,000の庁費用が必要な制度もある。しかしな

がら、上述したように高額な費用に見合うだけの出願人にとってのメリットがあるため、これら制度を選択するにあたっては、権利活用も見越した選択が必要となるであろう。また、庁費用は無料であっても出願人に求められる手続要件によっては、代理人コストが異なる場合があることに留意する必要がある。

今回の調査・研究においては、それぞれの国の審査促進制度を概観し、特に日本のユーザーにとって効率的な権利化方法を検討した。グローバルに早期権利化を図るためには、権利化を希望する国ごとにバラバラに審査促進制度を検討するのではなく、第1国出願の段階から計画的に制度を選択して、いかに効率よく安定した権利を取得出来るかを吟味することが重要である。

一方で、審査促進制度の利用により十分な審査がなされず、そのため潜在的な無効事由を含む特許権が増加してくる懸念は少なからずある。早期権利化と同時に特許（サーチ）の質が両立することにより、出願人にとってより使い勝手のよい早期権利化制度となり得ると考える。

注 記

- 1) 知財管理Vol.62 No.12 2012「ユーザーからみた

PPH制度の現状と課題」特許第1委員会第1小委員会

- 2) 平成24年度知的財産権制度説明会（実務者向け）テキスト「特許協力条約（PCT）に基く国際出願の手続」特許庁
- 3) PTO-1390のURL（※）
www.uspto.gov/forms/pto-1390.pdf
- 4) Form1200のURL（※）
<http://www.epo.org/applying/forms-fees/forms.html>
- 5) 二国間PPH；米国では、一般のPPHの要件と手続きを簡素化したPPH 2.0を採用している。詳細は下記URL（※）を参照。
http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/pdf/highway_pilot_program_e/uspto_japanese.pdf
- 6) 日本知的財産協会 資料「米国特許をうまく取得する方法（第4版）」国際第1委員会（2009年8月）
- 7) プレスリリースのURL（※）
<http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11-24.jsp>
- 8) “Track Three” は本論説執筆時点において施行されていない。
- 9) Notice from the European Patent Office dated 5 April 2011 concerning updated Form 1200(entry into the European phase) のURL（※）
<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20110501.html>

※URLは2013年6月7日時点で閲覧確認したもの

日本企業にとって利用し易い審査促進制度一覧

	J P	U S	E P	C N	K R
PCT-PPH	○	○	○	○	○
PPH (JP 1 st)	—	○	○	○	○
PPH-MOTTAINAI	○	○	○	×	×
審査促進 制度	<p>【早期審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国関連、実施関連出願など ・「早期審査に関する事情説明書」 ・庁費用：無料 <p>【スーパー早期審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国関連かつ実施関連出願 ・「早期審査に関する事情説明書」 ・庁費用：無料 <p>【優先審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求及び出願公開後 ・特許庁長官の裁量 ・庁費用：無料 <p>【JP-FIRST】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パリ優先の基礎となる出願 ・出願日から2年以内に審査請求 ・申請不要 	<p>【改訂された早期審査制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願と同時に「請願書」 ・「早期審査補助文書」 ・形式的要件、発明の単一性の要件を満たしていることが必要 ・請求項数に制限あり ・インタビュアーへの対応が必要 ・庁費用：US \$ 130 <p>【優先審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願と同時の申請 ・PCT 経由の出願不可（継続出願やRCEにより利用可能） ・請求項数に制限あり ・対象件数は1万件/年度 ・庁費用：US \$ 4,000 	<p>【PACE】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の3種類から選択可 ①早期調査と早期審査 ②早期調査のみ ③早期審査のみ ・申請の時間的制限なし ・審査部の自由裁量 ・庁費用：無料 	<p>【早期公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求＋早期公開請求 ・庁費用：早期公開請求は無料 <p>【実用新案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は、製品の形状、構造又はその組み合わせについてなされた新技術 ・同一技術、同一出願人による特許との並行出願可能（但し同日出願が条件） 	<p>【特許法第61条第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願公開及び審査請求後 ・所定要件を満たせば優先審査 ・庁費用：20万ウォン <p>【特許法第61条第2号（特許法施行令第1号～第9号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行技術調査実施＋緊急処理が必要＋一定の事由 ・先行技術調査結果報告書 ・庁費用：20万ウォン <p>【特許法第61条第2号（特許法施行令第9条第11号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門調査機関への調査依頼 ・申請対象の制限なし ・庁費用：20万ウォン＋66万ウォン（専門調査機関への調査料）
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・申請が許可されると、自発的な撤退は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・PPHも、PACEプログラムに則り早期審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・PPHは、公開されていることが条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・PPHは、審査着手されていても申請可能

(原稿受領日 2013年5月8日)